

令和7年2月26日
(修正：令和7年3月3日)

入札公告（兼説明書）

社会福祉法人北九州市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が管理する施設において、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、自動販売機（以下「自販機」といいます。）による清涼飲料水等（以下「商品」といいます。）の販売を、自販機による商品販売専門事業者（以下「ベンダー」といいます。）に実施していただきます。

1 自販機設置仕様

- (1) 新たに設置する自販機は、新品又は製造後の経過年数が法定耐用年数未満のものとする。
- (2) 契約期間中に法定耐用年数を超えた場合は、原則として新品又は製造後の経過年数が法定耐用年数未満のものと交換することとしますが、故障が少なく本会が支障ないと認める自販機は、引き続き設置できるものとします。
なお、第2項記載の設置場所に既設の自販機で本会が示す仕様をすべて具備し、前号に該当する自販機についても引き続き設置できるものとします。
- (3) 設置した自販機が頻繁に故障し本会が支障あると認めた場合は、法定耐用年数が経過しなくても速やかに新品又は製造後の経過年数が法定耐用年数未満のものと交換をお願いする場合があります。
- (4) 自販機には転倒防止の措置を講じること。
- (5) ゴミ回収ボックスを設置し、適宜、空き缶等の回収をすること。
- (6) 自販機の管理に係る電気料等の副メーターを設置すること。
- (7) 設置する自販機の機種は、別紙1に対象物件ごと記載の災害対応型、ユニバーサルデザイン及び省エネ等の要件を具備すること。（災害対応型の協定については別途協議による）
- (8) 自販機の設置、移設及び撤去に要する費用はベンダーの負担により対応すること。

2 設置場所

自販機を設置する場所は、次の各号の施設となり、詳細は別紙1のとおりです。

- (1) ウェルトばた（設置台数6台）
北九州市戸畑区汐井町1番6号
- (2) 年長者研修大学校穴生学舎、穴生ドーム（設置台数6台）
北九州市八幡西区鉄竜一丁目5番1号
- (3) 年長者研修大学校周望学舎（設置台数2台）
北九州市小倉北区新高田二丁目29番1号

3 販売商品・販売価格

販売する商品は清涼飲料水（ノンアルコール飲料は不可）とし、商品構成及び販売価格はベンダーの責任により決定してください。

なお、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」第2条において定義する「乳」、「はつ酵乳」、「乳酸菌飲料」及び「乳飲料」を販売する場合は、消費期限など商品管理を徹底してください。

4 入札参加資格

入札に参加できるのは本会が自販機の設置・運営が可能と判断した法人で次の要件を満たすものとします。

- (1) 入札参加申込書（様式1号）を所定の期間内に提出すること。
または、Google フォームにて所定の期間内に入札参加申込をすること。
- (2) 北九州市内に本店、支店又は営業所を有し、自販機の故障等緊急の場合において迅速な対応ができ、自らの責任で商品の販売ができる法人であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号（その事実があった後3年を経過した者を除く。）の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第226号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生到売開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (6) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用する等していると認められるとき。
- (8) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (9) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

5 入札参加手続き

参加を希望するものは、入札参加申込書（様式1号）を次のとおり提出してください。

- (1) 提出期間 令和7年2月26日（水）～令和7年3月10日（月）
- (2) 提出先 北九州市社会福祉協議会 総務企画部 財務企画課
〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号ウェルとばた8階
電話：093-882-4401 FAX：093-882-3579
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達確認が可能な方法に限る。）
- (4) 提出書類 入札参加申込書（様式1号）
- (5) 様式等配布 令和7年2月26日（水）から上記の提出先で手交します。

※入札の申込は、Google フォームで申し込むことも可能です。

入札申込ページの URL <https://forms.gle/FSJN6BrnCwKfVEtm6>

また、様式等はメールで受取ることも可能です。

入札申込ページの
QRコード



6 入札方法

この契約の入札は、入札後資格確認型制限付き一般競争入札の方法により実施します。

この入札方法は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、入札書の開札を行った後、予定販売手数料率以上で最も高い販売手数料率を提示したベンダー（以下「落札予定ベンダー」といいます。）から競争入札参加資格確認申請書（様式4号）の提出を受けて入札参加資格を有することを確認したうえで落札決定し、契約を締結する方式です。

なお、次に掲げる場合は、次順位の販売手数料率を提示したベンダーを落札予定ベンダーとして入札参加資格の有無を確認し、契約を締結します。

また、次順位以下同様の場合は、これを繰り返して契約を締結します。

- (1) 落札予定ベンダーが入札参加資格を有しないと確認された場合。
- (2) 落札予定ベンダーの入札が無効の場合。

7 入札日時及び注意事項

- (1) 入札参加希望者は、参加する入札の開始時刻10分前までに入札会場へ入室してください。
 - ◆入札日時：令和7年3月11日（火） 13時30分から開始
 - ◆入札会場：北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた3階 33会議室
- (2) 入札開始時刻に遅れた場合は入札には参加できません。
- (3) 入札会場に入室できるのは、1社1名とします。
- (4) 入札会場に入室されるときにお名刺を頂戴しますので、準備をお願いします。
- (5) 入札会場では、入札の公正を期するため、他の入札参加者との会話は謹んでください。
- (6) 入札に関しては職員の指示に従い行ってください。
- (7) 入札書（様式2号）は、必ず所定のものを使用してください。
- (8) 代理人が入札を行う場合は、委任状（様式3号）を提出してください。
- (9) 入札は、物件番号ごとに販売手数料率で行います。
- (10) 自販機の管理に係る電気料等の光熱水費及び設置場所賃料は本会が負担します。
- (11) 販売手数料率は、別紙1の予定販売手数料率（27.0%）以上の率で入札をお願いします。
- (12) 入札書に記載する販売手数料率は、少数第1位までとします。
- (13) 入札する対象物件には、入札書の落札希望順位を必ず記載してください。
- (14) 同率の販売手数料率で入札をしたものが2社以上あるときは、くじ引きで順位を決定します。
- (15) 入札した入札書の引換え、変更又は取消しを行うことはできません。
- (16) 入札保証金・契約保証金は免除とします。
- (17) 入札不調、応札がない物件は、別に随意契約でベンダーを決定します。
- (18) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (19) 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札物件及び販売手数料率を定めてください。
- (20) 落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
- (21) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 販売手数料率その他必要事項の記載がない入札

- (2) 販売手数料率その他必要事項の重複記載、加除訂正、誤字又は脱字があり、意思表示が不明瞭な入札
- (3) 予定販売手数料率未満の率での入札
- (4) 入札書に入札参加者又はその代理人の記名押印が無く、入札者が判明できない入札
- (5) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (7) 入札書が所定の場所及び日時までに到着しないとき
- (8) 明らかに不正又は談合によると認められる入札
- (9) 他人の代理を兼ね又は2人以上を代理した者の入札
- (10) 競争入札資格確認申請書等に虚偽記載のある入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

9 入札件数及び落札件数

- (1) ベンダーは、入札対象物件の全ての物件に対して入札することができますが、落札できる物件は原則2物件までとしますので、入札書には落札希望順位を必ず記載してください。
(落札数は、台数ではなく物件です。1物件に2台の場合、もう1物件落札できます。最高で4台設置が可能です。)
- (2) 一つのベンダーが3物件以上の物件において、最も高い販売手数料率を提示した場合は、落札希望順位により上位2物件を決定し、当該物件落札予定ベンダーとします。
- (3) 上位希望の2物件以外の物件について他者の応札が無かった場合は3物件以上となっても落札予定ベンダーとします。

10 開札

開札は、入札後直ちに行い落札予定ベンダーを決定します。なお、開札後、落札予定ベンダー及びその販売手数料率を入札会場で公表します。

11 競争入札参加資格の確認

- (1) 落札予定ベンダーは、次に掲げるとおり所定の競争入札参加資格確認申請書（様式4号）の提出をお願いします。なお、複数物件の落札予定ベンダーであっても提出は一部で結構です。

◆提出期限：令和7年3月19日（水）午後5時まで

◆提出場所：北九州市戸畑区汐井町1-6（ウエルとばた8階）

社会福祉法人北九州市社会福祉協議会 総務企画部 財務企画課

◆提出書類：競争入札参加資格確認申請書（様式4号）

[添付書類]

*登記事項証明（6か月以内の履歴事項又は現在事項全部証明書） 1通

*役員名簿（自由様式、氏名、よみがな、生年月日及び住所） 1通

*暴力団排除に関する誓約書（様式5号） 1通

- (2) 競争入札参加資格を確認し落札決定した場合は、落札ベンダーに通知するとともに、入札物件ごとの落札ベンダー及び販売手数料率を本会のホームページで公表します。

なお、落札ベンダー以外のベンダーには通知しませんので、ホームページで確認してください。電話等による照会には対応できませんのでご了承ください。

12 契約の締結等

- (1) 落札者は、落札決定通知書を受領後、速やかに契約を締結していただきます。
- (2) 契約書は、原則として別添の契約書(案)にて締結させていただきます。
- (3) 契約締結後、次の書類を速やかに提出してください。
 - ア 設置自販機カタログ
 - イ 故障等連絡先届出書(様式7号)
- (4) この契約の履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。
ただし、次にあげる場合を除き、履行期間満了の日の1か月前までに、本会又はベンダーから更新しない旨の文書による意思表示がないときは、引き続き同条件にて1年間更新します。
 - ア 契約期間が契約更新限度期間の令和12年3月31日に達したとき。
 - イ 本会が施設の指定管理者として指定の取消し等により自販機による商品の販売業務を継続することが困難になったとき。
 - ウ 施設の大規模改修や災害等で、やむを得ず本会が自販機の設置を取りやめる必要が生じたとき。
 - エ 自販機の管理が著しく良好でないと本会が認めたとき。
- (5) ベンダーは、自販機を設置する場所が市民の利用する公の施設であることを認識し、自販機を利用する市民に支障が生じないよう適正に管理してください。
また、月に1回以上の機器の保守点検を行い適正に管理するとともに、故障、商品・つり銭切れ等の連絡を受けた場合は、土・日・祝日(年末年始を除く)に関わらず速やかな対応をお願いします。
- (6) ベンダーは、毎月1日から末日までの商品の販売数、販売額及び販売手数料額を翌月10日までに本会に報告するとともに、約定の販売手数料を翌月末日までに本会が指定する口座に振込みをお願いします。(振込手数料はベンダー負担とします。)

13 入札等に関する質問受付

- (1) 受付期間 令和7年2月26日(火)～令和7年3月7日(金)12時まで
- (2) 質問方法 次の電子メールアドレスまで質問事項を送信してください。
E-mail zaimu@kitaq-shakyo.or.jp
- (3) 回答方法 受付期間終了後、入札参加者に対してFAX若しくは電子メールにて質問に対する回答を送信します。
- (4) その他 入札、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

14 問い合わせ先

北九州市戸畑区汐井町1-6(ウェルとばた8階)
社会福祉法人北九州市社会福祉協議会 総務企画部 財務企画課
電話(093)882-4401 FAX(093)882-3579 担当者 白石・小田

自販機設置仕様書

物件 番号	施設名 設置場所	概算設置場所 (ゴミ箱含む)	販売商品	自販機機種	売上金額・本数 (過去1年間)	予定販売 手数料率
1	ウエルとばた1階 駐車場エレベータ ー前①	D1000 W1500	清涼飲料水 (缶・ペットボトル)	災害対応型 ユニバーサルデザイン 省エネ対応	3,905本 572,161円	27.0%
2	ウエルとばた1階 駐車場エレベータ ー前②	D1000 W1500	清涼飲料水 (缶・ペットボトル)	災害対応型 ユニバーサルデザイン 省エネ対応	3,458本 520,393円	27.0%
	穴生ドーム1階 エントランス ホール	D1000 W1500	清涼飲料水 (缶・ペットボト ル)	災害対応型 ユニバーサルデザイン 省エネ対応	新規	27.0%
3	ウエルとばた2階 ロビー②	D1000 W1500	清涼飲料水 (缶・ペットボトル)	災害対応型 ユニバーサルデザイン 省エネ対応	12,233本 1,666,812円	27.0%
	周望学舎1階 談話室	D1000 W1500	清涼飲料水 (缶・ペットボト ル)	災害対応型 ユニバーサルデザイン 省エネ対応	3,093本 445,772円	27.0%
4	ウエルとばた 2階ロビー①	D1000 W1500	清涼飲料水 (缶・ペットボトル)	災害対応型 ユニバーサルデザイン 省エネ対応	7,579本 1,016,190円	27.0%
5	ウエルとばた 2階ロビー③	D1000 W1500	清涼飲料水 (缶・ペットボトル)	災害対応型 ユニバーサルデザイン 省エネ対応	4,064本 592,672円	27.0%
6	ウエルとばた 2階ロビー④	D1000 W1500	清涼飲料水 (缶・ペットボトル)	災害対応型 ユニバーサルデザイン 省エネ対応	確認不可 368,376円	27.0%
7	穴生ドーム 屋外グラウンド	D1000 W1500	清涼飲料水 (缶・ペットボトル)	災害対応型 ユニバーサルデザイン 省エネ対応	7,162本 1,077,531円	27.0%
	穴生ドーム2階 エントランス ホール①	D1000 W1500	清涼飲料水 (缶・ペットボト ル)	災害対応型 ユニバーサルデザイン 省エネ対応	2,484本 394,047円	27.0%

物件 番号	施設名 設置場所	概算設置場所 (ゴミ箱含む)	販売商品	自販機機種	売上金額 (過去1年間)	予定販売 手数料率
8	穴生ドーム2階 エントランス ホール②	D1000 W1500	清涼飲料水 (缶・ペットボトル)	災害対応型 ユニバーサルデザイン 省エネ対応	2,297本 348,644円	27.0%
	周望学舎1階 テラス (屋根あり屋外)	D1000 W1500	清涼飲料水 (缶・ペットボト ル)	災害対応型 ユニバーサルデザイン 省エネ対応	新規	27.0%
9	穴生ドーム2階 エントランス ホール③	D1000 W1500	清涼飲料水 (缶・ペットボトル)	災害対応型 ユニバーサルデザイン 省エネ対応	コロナの影響で 撤去していた 場所に再設置	27.0%
	穴生学舎1階 ロビー	D1000 W1500	清涼飲料水 (缶・ペットボトル)	災害対応型 ユニバーサルデザイン 省エネ対応	2,633本 297,669円	27.0%

- ◆記載の予定販売手数料率（27.0%）は最低入札販売手数料率ですので、同等又はこれを上回る料率で入札してください。
- ◆売上金額は、過去1年間（R6.2月～R7.1月）の実績ですが、これを補償するものではありません。
- ◆災害対応型自販機は、災害支援協定に基づいて災害時に商品の無償提供を行うものです。
- ◆省エネ対応は、ヒートポンプ、ピークカット、ゾーンヒーティング、LED照明等の機能です。